

ゆとり積金

2020年10月1日 現在適用中

1. 商品名	ゆとり積金
2. 販売対象	当金庫で年金を受給してみえる個人のお客さま
3. 契約期間	2年以上5年以下
4. 預入	
(1) 預入方法	契約期間中、年金受給口座より隔月毎の自動振替による払い込みを行います。 口座振替（原店の本人名義のみ）となり、集金、持参はできません。
(2) 預入金額	隔月 10,000円以上100円単位とする。
5. 払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします。
6. 利息（給付補填金）	
(1) 適用金利	スーパー積金の店頭表示金利に+0.1%とします。 契約時に証書に表示する約定年利回りを、満期時まで適用します。
(2) 給付補填金支払方法	満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	給付補填金には以下の税金がかかります 源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）
8. 手数料	不要です。
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%（ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。）
11. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは職員にお問い合わせください。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さま相談担当（電話：0120-06-1152 9:00～17:00）にお申し出下さい。 【紛争解決措置】 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～15:00）、 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00）、 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00）の 仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さま相談担当または全国しんきん相談所 （電話：03-3517-5825 9:00～12:00/13:00～17:00）にお申出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停） ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停） もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰延べるかまたは約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・総合口座への組入れは不可とします。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。